平成25年６月５日

各　　位

会　社　名　ティーライフ株式会社
代表者名　代表取締役社長　植田 伸司
（コード番号：3172）
問合せ先　常務取締役経営企画部長　鈴木　守
（TEL. 0547-46-3459）

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成25年６月５日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更部分は下線で示しております。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「企業倫理憲章」及び「行動規範」を制定し、これらの徹底と実践的運用を行うために必要な教育・研修を実施し、法令遵守及び企業倫理の徹底に取り組む。

(2) 当社は、「内部通報規程」を制定し、法令、企業倫理、定款及び諸規程等に違反する行為を未然防止するとともに、早期に是正する体制を整備する。

(3) 当社は、役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部が保存・管理する。

(2) 所管部は、取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努める。

(2) 当社は、大規模な災害、不祥事等が発生した場合、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル及び体制を整備する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を定例で毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、取締役及び部長職により構成される経営会議を原則として毎月１回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行う。

(2) 当社は、決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関、決裁者を定めた「職務権限規程」を制定するとともに、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を制定し、業務執行を明確にする。
(3) 取締役会は、単年度及び３か年の経営計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

５．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループは、当社の「経営理念」「企業倫理憲章」「行動規範」等に示される基本的な考え方を共有する。
(2) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件についての事前協議を行う。
(3) 当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社から定期的に業務内容の報告を受けるとともに、子会社における業務上の重要なリスクを把握し、当該リスクが顕在化した際には、その情報の共有を徹底し、事案に応じた支援を行う。
(4) 当社の内部監査部門は、必要に応じ子会社の内部監査を実施する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役室を設置し、適切な使用人を配置する。

７．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役室に所属する使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
(2) 当社は、監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重し対処する。

８．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査室の監査結果を報告する。
(2) 取締役及び使用人は、法令・定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役及び監査役会に直ちに報告する。
(3) その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役及び内部監査室等は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
(2) 取締役及びその職務を補助すべき使用人は、監査役又は監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。
(3) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備並びにその運用を推進する。

11. 反社会的勢力への対応
(1) 当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わない。

(2) 当社は、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携し、これに対応する。

以　上